

○福島県社会福祉審議会条例

平成十二年三月二十四日

福島県条例第三十三号

改正 平成一二年七月一八日条例第一七二号

平成一二年一二月二二日条例第一九四号

平成二五年一二月二〇日条例第八五号

福島県社会福祉審議会条例をここに公布する。

福島県社会福祉審議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号。以下「法」という。）

第七条第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正)

(名称)

第二条 法第七条第一項の合議制の機関の名称は、福島県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）とする。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正)

(組織)

第三条 審議会は、委員二十五人以内で組織する。

(平二五条例八五・追加)

(任期)

第四条 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平二五条例八五・旧第三条繰下)

(委員長の職務を行う委員)

第五条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(平二五条例八五・旧第四条繰下)

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員の任期満了に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、知事が招集する。

- 2 委員長は、委員の四分の一以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、審議会の会議の議長となる。
- 4 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(平二五条例八五・旧第五条繰下)

(専門分科会)

第七条 審議会の専門分科会（法第十一条第一項の民生委員審査専門分科会を除く。次項において同じ。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 審議会の各専門分科会に専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正、平二五条例八五・旧第六条繰下)

(調査審議事項)

第八条 審議会は、法第七条第一項に規定する事項のほか、法第十二条第一項の児童福祉に関する事項を調査審議する。

(平一二条例一七二・平一二条例一九四・一部改正、平二五条例八五・旧第七条繰下)

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

(平二五条例八五・旧第八条繰下)

附 則

- 1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。
- 2 福島県地方社会福祉審議会の調査審議事項に関する条例（昭和六十年福島県条例第四十九号）は、廃止する。
- 3 この条例の施行の際現に従前の福島県地方社会福祉審議会の委員の職にある者は、この条例の施行の日において、この条例の規定に基づく福島県社会福祉審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、第三条第一項の規定にかかわらず、平成十四年六月三十日までとする。

附 則（平成一二年条例第一七二号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成一二条例第一九四号）

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成二五年条例第八五号）

この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。